

マレーシア歳入庁は2023年5月29日、2023賦課年度から適用される Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2023 (以下、移転価格規則2023) を発表しました。この新たな移転価格規則により、マレーシアの移転価格税制が更に厳格化されることとなります。

移転価格規則 2023

また、現行の移転価格規則2012 (Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2012) は廃止されることとなります。移転価格規則2023の主な内容は以下の通りです。

移転価格文書への記載内容

移転価格規則2023では、以下のような項目を移転価格文書に記載するように求めています。

1. 多国籍企業グループの情報
 - a) 多国籍企業グループの組織図
 - b) マレーシア企業の事業に関わりのある多国籍企業グループの事業内容
 - c) マレーシア企業の事業に関わりのある多国籍企業グループの無形固定資産の情報
 - d) マレーシア企業の事業に関わりのある多国籍企業グループの財務活動に関する情報
 - e) 多国籍企業グループの財務状態及び税金に関する情報
2. 関連者間取引を含むマレーシア企業の事業に関する情報
 - 記載すべき情報は現行の制度と同様に幅広い内容が求められる。
3. 移転価格文書の作成日
4. 独立企業間取引価格を決定するために使用したその他の情報やデータ、資料など

移転価格算定方法

現行の規則で求められている既定の移転価格算定方法を全て実施する手続きは廃止し、移転価格規則2023では最適と考えられる方法のみを使用して移転価格の算定を行うことが求められる。

また、その算定方法と利益指標を採用した根拠資料や説明資料を用意しておく必要があり、それらは全て事実と状況に基づくものとされる。

移転価格文書作成のために使用する入手可能なデータ

独立企業間価格は、その算定時において合理的に入手できると考えられる信頼できる情報やデータ、資料に基づき計算することが求められる。

独立企業間価格と独立企業間価格幅

移転価格規則2023で初めて独立企業間価格幅が37.5パーセントイルから62.5パーセントイルと規定されました。

従って、関連者間取引における移転価格は以下のいずれかを満たす必要があります。

- (a) 移転価格が独立企業間価格幅の中に収まっている
- (b) もし独立企業間価格幅の外側にある場合、中央値を独立企業間価格とする

